

電子申請API利用ソフトウェア開発時のよくあるお問合せ

No	分類	お問合せ内容	回答
1	外部連携APIと電子申請APIの違い	外部連携APIの『ユーザーに対する証明書追加・訂正・削除』機能に相当する、電子申請APIの機能はありますか。	外部連携APIでは利用者認証を行う際に証明書による認証を行っていましたが、電子申請APIでは認証認可APIにて証明書を利用しない認証方式を導入しているため、電子申請APIでは『ユーザーに対する証明書追加・訂正・削除』機能は相当する機能及びAPIは存在しません。
2	外部連携APIと電子申請APIの違い	外部連携APIにおいて申請案件一覧を取得する範囲は「利用者ID単位」でしたが、電子申請APIではどのようになりますか。	外部連携APIでの申請案件一覧の取得範囲は「利用者ID単位」なのに対し、e-GovのWebサイト経由でも状況確認できるようにして欲しい等の御要望を踏まえ、電子申請APIでは、申請案件一覧の取得範囲を「利用者のアカウント単位」としています。 利用者別に案件管理を行う点において、外部連携APIと電子申請APIとの間での申請案件管理の方法に大きな差異はありませんが、利用者アカウント単位での管理方法となったことに伴い、同一の利用者アカウントを用いてe-Gov電子申請サービスのスマートフォン版Webサイトにログインすることにより、電子申請API経由で行った電子申請の状況確認を行うことが可能です。
3	外部連携APIと電子申請APIの違い	外部連携API「状況照会」と電子申請API「申請案件取得」の取得項目の違いについて教えてください。	外部連携API「状況照会」では、到達・審査開始・審査終了・手続完了の日時および申請案件履歴を取得可能としていましたが、電子申請APIの「申請案件取得」は、リクエストパラメータとして指定する到達番号に対応する申請案件の到達日時および申請案件取得API実行時点の状況を取得可能とする仕様としています。 電子申請APIでは新APIとして項目を一新しています。 電子申請APIと外部連携APIとの対応については以下の参考資料をご確認ください。 ■参考：電子申請APIと外部連携APIとの対応 https://www.e-gov.go.jp/news/2020-11-16t1819540900_667.html ・変更概要資料[PDF] (2020_henkougaiyou_denshishinsei.pdf) 2. (1)「電子申請関連のAPIを再編・拡充しました。」

No	分類	お問合せ内容	回答
4	検証環境の利用方法	<p>e-Gov電子申請APIの検証環境の利用に関する以下の内容について教えてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検証環境を利用にあたっては申請は必要でしょうか。 2. 検証環境APIのURLを教えてください。 3. 検証環境で利用可能な電子証明書はありますか。 	<p>1. 検証環境を利用にあたって申請の可否 検証環境の利用にあたっては、従前のような検証環境利用申請は特段必要ありません。e-Govへの申請不要でご利用いただけます。</p> <p>2. 検証環境APIのURL 検証環境 APIの接続URL は以下のとおりです。 電子申請 API https://api2.kn.e-gov.go.jp 利用者認証 https://account2.kn.e-gov.go.jp</p> <p>※検証環境への接続には従来同様基本認証が必要となります。基本認証用のID/PWは電子申請API利用ガイドに掲載されています。 ※検証環境におけるAPI実行には、検証環境用のAPIキーが必要です。</p> <p>3. 検証環境で電子申請に利用可能な証明書 電子申請APIドキュメントの一部として検証環境で利用できる証明書を掲載しています。以下のURLに記載の証明書を取得いただき、ご利用ください。 ■電子申請APIドキュメント https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification ・検証環境テスト用電子証明書</p>
5	APIキーの発行	<p>e-Gov電子申請APIを開発の際に発行したAPIキーの有効・無効状態の確認方法と、APIキーが利用可能となるタイミングについて教えてください。</p>	<p>検証環境用のAPIキーは、発行後即時利用可能としています。検証環境の e-Gov Developer サイトの「API キー登録内容確認」から発行済みの検証環境用 API キー情報を確認できます。「API キー状態」欄の表示が「有効」となっているものを利用することができます。</p> <p>本番環境用のAPIキーは、検証環境用のものとは別に本番環境の e-Gov Developer サイトを利用して別途発行を受ける必要がありますが、本番環境用のAPIキーについては、検証環境での最終確認試験の合格を利用開始条件としています。本番環境においても本番環境の e-Gov Developer サイトの「API キー登録内容確認」から発行済みの本番環境用 API キー情報を確認できますが、発行直後の本番環境用 API キーは、「API キー状態」が「無効」であり利用できない状態になっています。</p> <p>※API利用ソフトウェア開発事業者により提出された最終確認試験テスト仕様書兼成績書が合格した時点で本番環境用 API キーの「API キー状態」が「有効」に設定されます。</p>

No	分類	お問合せ内容	回答
6	APIキーの発行	APIキー情報「リダイレクトURL」にはどのような指定ができますか。 また、ワイルドカードは指定できますか。	APIキー管理用ページに設定するリダイレクトURLの指定方法として、次の指定方法があります。 ①完全パス指定 例：https://aaa/12345 ②パス指定（ワイルドカード指定）例：https://* ※ワイルドカード「*」はURLの末尾にのみ指定可能です。 ユーザー認可APIのURIパラメータ「redirect_uri」として受付可能な値は、APIキー管理用ページに設定するリダイレクトURLと一致していなければいけません。 APIキー管理用ページに「①完全パス指定」で設定されたURLに対しては、ユーザー認可APIの「redirect_uri」には完全に一致する値を指定する必要があります。 APIキー管理用ページに「②パス指定（ワイルドカード指定）」で設定されたURLに対しては、ユーザー認可APIの「redirect_uri」にはURLパターンが一致する値を指定する必要があります。 ※上記「②パス指定（ワイルドカード指定）」の例の場合は「https://」で始まるURLを指定可能。
7	G.bizID	G.bizIDには3種類のアカウントがありますが、e-Gov電子申請APIではどのアカウントが利用可能ですか。	e-Gov電子申請APIでのG.bizIDの扱いはe-Gov電子申請（画面）と同様になります。 「gBizIDプライム」「gBizIDメンバー」「gBizIDエントリー」で電子申請が可能です。 「gBizIDプライム」「gBizIDメンバー」を利用し、かつ電子申請対象手続所管行政機関の指定がある場合、原則として電子署名を省略できる取扱を受けることができます（省略が認められていない場合は、電子署名が必要となります）。 「gBizIDエントリー」の場合は、電子署名を省略できません。

No	分類	お問合せ内容	回答
8	G.bizID	G.bizIDによる電子署名省略可能な手続を知りたいです。	<p><検証環境のAPIテスト用手続> 検証環境のAPIテスト用手続のG.bizIDによる電子署名省略可否は以下の資料に記載されています。 ■電子申請APIドキュメント > 手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html ・検証環境テスト用手続（ZIP）内の「egov_applapi_testproclist.xlsx」 ※「G.bizID署名省略可否」の欄が「可能」な手続にて申請をご確認ください。</p> <p><本番環境手続> G.bizIDの対応状況については、下記の資料の「G.bizID署名省略可否」に掲載されています。 「G.bizID署名省略可否」には現在「準備中」、「可」、「不可」が3つの値が設定されており、「準備中」以外は対応が完了しています。「準備中」は資料掲載準備中であり対応が完了しましたら別途お知らせにて掲載いたします。 ■手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール > 手続情報一覧/提出先一覧（一式） https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html 手続情報一覧/提出先一覧（一式）zipファイル解凍後、 ・手続情報一覧¥tetsuzuki.pdf</p> <p>また、上記資料以外にも、以下のe-Govホームページ「手続検索」で対象の手続を検索することで、G.bizIDによる電子署名省略可否が確認できます。 ■e-Govホームページ「手続検索」 https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/ ※手続検索結果一覧の手続名・手続説明の下に「G.bizID電子署名省略可」の表示がある手続が対象。</p>
9	G.bizID	G.bizIDによる申請データの署名の指定方法について教えてください。	<p>gBizプライム、gBizメンバーのアカウントで申請する場合、申請データ内の「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」手続情報のG.bizID電子署名省略可否によって、以下の通り設定してください。</p> <p>①G.bizID電子署名省略可の場合、 各添付ファイルの「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」タグに署名情報は、設定不要です。</p> <p>②G.bizID電子署名省略不可の場合、 各添付ファイルの「構成管理情報ファイル」「構成情報ファイル」の「署名情報」タグに署名情報は、設定してください。</p>
10	G.bizID	e-Gov検証環境における試験用G.bizIDを提供いただけますか。	<p>e-Govでは、検証環境で利用する試験用G.bizID提供を行っておりません。各社においてG.bizIDの作成手配を実施してください。</p>

No	分類	お問合せ内容	回答
11	API開発	利用者認証API「ユーザー認可」を実行するにあたり、パラメータ「client_id」「redirect_uri」の設定方法を教えてください。	<p>実行時のパラメータについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「client_id」 <p>API対応ソフトウェア開発事業者が発行されるソフトウェアIDを指定します。環境（検証環境・本番環境）に合わせたソフトウェアIDをご指定下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「redirect_uri」 <p>ログイン成功時にリダイレクトするURLを指定します。</p> <p>APIキー発行時に指定した登録したリダイレクトURL（API対応ソフトウェア開発事業者がログイン後に遷移させたいURL）の条件に一致するURLを指定する必要があります。</p> <p>指定のURLが、APIキー発行情報として登録されていない場合はエラーとなります。</p>
12	API開発	<p>以下の公開仕様に関して、「リダイレクト先に認可コードを渡す」とありますが、認可コードはどのように取得すれば良いでしょうか。</p> <p>■電子申請API仕様（Swagger） https://developer.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/swagger/#/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GET /(リダイレクト先のURL) ユーザー認可(リダイレクトでの認可コード送信) 	<p>パラメータ「code：認可コード」は、「ユーザ認可」API実行時に表示される認証・同意画面でログイン・同意後、APIキー発行時に指定されたリダイレクト先へリダイレクトする際に発行され、リダイレクト先に対して送信されるHTTPリクエストコンテンツから取得することができます。「GET /(リダイレクト先のURL) ユーザー認可(リダイレクトでの認可コード送信)」には、リダイレクト時に送信されるパラメータの仕様のみを記載しており、認可コードの取得には、これに先だって「GET /auth ユーザー認可(ユーザー認可リクエストを行い、認証・同意画面を表示する)」を実行する必要があります。</p> <p>API「アクセストークン取得/再取得API(/token)」をリクエストする際には、ここで取得した値をご指定ください。</p> <p>なお、「code：認可コード」には有効期間が存在し、タイムアウトまでは60秒となっています。</p>
13	API開発	<p>e-Gov電子申請APIのアクセストークン・リフレッシュトークンについて、それぞれ以下の内容について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュトークン有効期限 ・リフレッシュトークンのAPI「アクセストークン再取得」での使用回数 ・ログアウト後のアクセストークン・リフレッシュトークンの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限について <p>リフレッシュトークンの有効期限は、180日としています。有効期限を超過したリフレッシュトークンの利用はできません。</p> <p>アクセストークンの有効期限は1時間としています。有効期限を超過したアクセストークンの利用はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュトークンのAPI「アクセストークン再取得」での使用回数について <p>発行されたリフレッシュトークンを「アクセストークン再取得」APIで使用できる回数は1回のみとなり、発行済みのリフレッシュトークンを使い回すことはできません。</p> <p>「アクセストークン再取得」API実行時にアクセストークンとともに新たなリフレッシュトークンが発行されるため、次回の「アクセストークン再取得」API実行時は、新たに発行を受けたリフレッシュトークンを使用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログアウト後のアクセストークン・リフレッシュトークンの状態について <p>「ログアウト」API実行によりログアウトした場合は、発行済みのアクセストークン及びリフレッシュトークンは無効化されます。</p>

No	分類	お問合せ内容	回答
14	API開発	電子申請API「手続選択」はどのような場合に使用するのでしょうか。	<p>指定したAPI対象手続に係る最新の申請データ構造（スケルトン）一式を取得する機能となります。申請の際に、都度「手続選択」を実行する必要はありませんが、手続に変更が発生した際には「手続選択」を実行していただき、最新の申請データ構造を元に申請データを作成してください。</p> <p>なお、申請データ構造（スケルトン）には、申請データとして必要なファイル（申請書XML、構成管理情報、構成情報）だけでなく、形式チェックファイル、スキーマファイル、スタイルシート、フォーム定義体が含まれる場合がありますが、申請データに含める必要はありません。</p>
15	API開発	電子申請API「プレ印字データ取得」の用途とプレ印字対象手続について教えてください。	<p>プレ印字対象手続に対して、府省に問い合わせ、府省に登録されているプレ印字データを取得して返却します。プレ印字データ取得APIの対象手続の場合は、原則として当該APIで取得したデータをベースとして申請データを作成する必要があります。</p> <p>検証環境で確認可能なプレ印字対象手続については以下に掲載されていますのでご確認ください。 <手続情報・申請書様式構造仕様・形式チェックルール>検証環境テスト用手続> https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/specification.html ・egov_applapi_testproclis_preprint.xlsx</p> <p>本番環境でのプレ印字対象手続は以下に掲載されていますのでご確認ください。 <労働保険適用徴収関係手続>プレ印字対象手続> https://developer.e-gov.go.jp/contents/specification/document-api/labor-insurance.html ・プレ印字対象手続 [ZIP]</p>
16	API開発	補正にはどのような種類がありますか。 また、電子申請APIでの補正申請の方法について教えてください。	<p>申請案件に対する府省からの補正指示通知の種類（補正種別）として「部分補正」「再提出」「手続終了(再提出可)」が存在します。※補正種別については、電子申請API「申請案件に関する通知取得」の実行結果「補正種別 (correct_type)」を確認ください。</p> <p>補正申請の実行について、補正種別が「部分補正」の場合、電子申請API「補正データ送信」を使用して補正申請を行います。補正種別が「再提出」「手続終了(再提出可)」の場合、電子申請API「申請データ送信」「申請データbulk送信」を使用して補正申請を行います。</p>